

平成14年7月12日

国際化検討会委員

乗越 秀夫

Vicki Beyer

## 外弁法等改正の叩き台

これまでの国際化検討会における議論、特にヒアリングにおける法律サービス利用者の多くの発言によれば、弁護士と外国弁護士(外国法事務弁護士に限らない)の間で行われる共同事業に制約を設けることは合理性に乏しく、むしろ何国法に関するものであるかに拘らず、サービス利用者の観点からは、法律アドバイザーが案件・事件の全体に対して一貫して責任を有するための環境を作ることが望ましい、という見解が極めて有力であったと考えます。

私どもは、こうした状況に鑑み、議論をより実りあるものとするための叩き台として、必要と考えられる外弁法等の改正について次のとおり提案いたします。右はあくまでも叩き台として方向性を提示するものであって、文言の詳細等について吟味を経たものではないことを申し添えます。

外弁法条項	必要な措置	備考
第45条第1項ないし第3項	削除	
第49条	削除	
第49条の2	削除	
第49条の3	「特定共同事業」への言及を削除の上、 弁護士との共同事業（定義が必要）に関する届け出の規定に変更	
第49条の4	「特定共同事業」への言及を削除の上、 弁護士との共同事業の表示に関する規定 に変更	
第3節の末尾に挿入	「この法律のいかなる規定も、弁護士及び外国弁護士が提携、協働すること、あるいは弁護士が外国弁護士を構成員とする事務所の一員となることを禁止もしくは制限するものと解してはならない。」	弁護士法にも同趣旨の規定を挿入。